

審査登録証 SGSJP-PEFC-COC-2027  
SGS Reference JP18/202027

SGS

組織名

# MS エネルシア株式会社 エネルギー事業第三部

東京都文京区後楽 1 丁目 1 番 7 号 グラスシティ後楽

審査の結果以下の要求事項に適合していることを証します

## PEFC – Chain of Custody

PEFC ST 2002: 2020「森林及び森林外樹木製品-要求事項」

PEFC ST 2001:2020「PEFC 商標使用規則-要求事項」

次のウェブサイトを確認できる制度改正を反映する [www.pefc.org](http://www.pefc.org)

以下の認証範囲に含まれる製品を対象とする

PEFC 認証/PEFC 管理材のチップ、ペレットの購入及び販売（物理的分離方式） 020100, 020300

有効期間 2025 年 05 月 07 日 から 2028 年 07 月 08 日 まで、有効期間中の維持審査にて登録の継続が認められる限り有効  
第 4 版 初回登録日 2018 年 09 月 04 日

本登録証は単独認証です



承認者

Yuji Takeuchi  
Management Committee Member,  
Head of Certification/Accreditation

SGS ジャパン株式会社

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町 134 番地 横浜ビジネスパーク ノーススクエア I 3 階

t 81 (0)50 1780 7870 – [www.sgs.com](http://www.sgs.com)

この審査登録証の適用範囲に含まれる製品のより詳細な情報は、PEFC 本部認証データベース <https://www.pefc.org/find-certified> で提供されています。有効な PEFC-COC 認証書を有する組織は、PEFC 商標使用規則に従い、PEFC 商標使用契約に基づき PEFC 評議会または PEFC 評議会が承認した他の組織が発行する固有の PEFC ライセンス番号とともに、PEFC 商標を使用する必要があります。



本書面は、認証組織の事業の目的のみに使用される真正な認証文書です。当該認証文書の印刷版は複製として取り扱う事が可能です。本書面は、SGS ジャパン株式会社によって、次のページより参照することができる「認証サービスの一般条件」に従って発行されたものです。SGS ホームページ「サービスの一般条件」「認証サービスの一般条件」に規定されている責任の制限と補償に関する条項および管轄に関する条項等に従います。本書面は著作権により保護されており、本書面の内容または体裁について、許可なく偽造、変造または改ざんすることは違法です。

